

# ストーカー1割再発

ストーカー行為で警察から警告を受けたり逮捕されたりするなどした加害者の「1割超が、半年以内に同様の行為を繰り返している実態が警察庁の調査で明らかになった。警告や逮捕では抑止につながらない加害者の存在が改めて浮き彫りになった。警察庁は一部の加害者に専門医の治療を受けるよう促す取り組みに乗り出すなど、「加害者対策」に力を入れる考えだ。

## 逮捕・警告から半年以内 警察庁、治療促進など対策

神奈川県逗子市で2012年

11月、三好梨絵さん（当時33歳）が元交際相手の男に刺殺された事件では、男が事件前、三好さんに1000通ものメールを送りつけていたのに、この段階で逮捕できなかつたことが問題視された。当時のストーカー規制法では、執拗なメールを禁止する規定がなかつたためだ。

しかし、三好さんの兄（43）は、「仮にメール送信を理由に逮捕

立ち直らせるしか」

### 犠牲者遺族訴え

されていたとしても、妹が殺される時期が少し遅くなつただけだろう」と話す。男は、三好さんを殺害する1年半前、三好さんを脅迫した疑いで逮捕され、執行猶予付きの有罪判決を受けた後、大量のメールを送りつけ、ストーカー行為を再開していたからだ。「相手の行為は逮捕後、むしろ悪化した」という。男は三好さんを殺害後、自ら命を絶つた。

「彼が刑務所に入つていたとしても、同じことが起きていたんだろう」。兄は11月、大学教授らでつくる「ストーカー対策研究会議」の会合で、「加害者対策」の重要性を訴えた。

自殺を決意して犯行に及ぶような加害者に、「刑罰だけで思

うどまらせることは難しいとも

感じており、「相手を立ち直らせることでしか、妹を助けること

はできなかつた」と考えている。

警察庁は、全国の警察が昨年4～6月、警告など加害者に対する何らかの措置を取ったストーカー事案3253件を対象に、半年以内に加害行為を繰り返しているかどうか調べた。その結果、約1%の368件で、加害者が半年以内に同様の行為を行っていた。

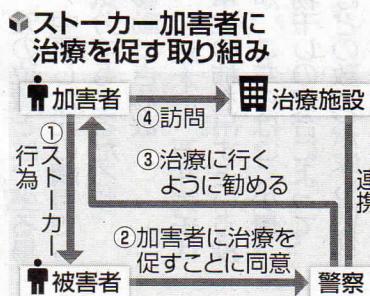
3253件の内訳は、加害者をストーカー規制法違反などの容疑で逮捕や書類

件では279件（12%）、逮捕や書類送検に至つたケースでは23件（5%）で、

ストーカー行為が凶悪事件に発展したケースは、今年春から警報を受けていた。大阪市で5月、スナック店員の女性を刺殺した疑いで逮捕された男は、事件の2か月前、この女性に嫌がらせのメールを送つたとして大阪府警から警告を受けていた。群

馬鹿館林市で2月に女性が射殺された事件でも、加害者とされる元交際相手の男（事件後に自殺）は事件3か月前、この女性への暴行容疑で逮捕されていた。このような状況を受け、警察庁は今年春から警告を受けた加害者を中心に、専門医の治療やカウンセリングを受けるよう促す取り組みを試験的に実施している。加害者の独善的な思い込みや相手に対する独占欲を改めさせるなど、事件の原因となる要素を根本から取り除くのが狙いだ。

治療経験のある都内の精神科医、福井裕輝医師によると、加害者は相手に対する強い支配欲や執着心があり、ストレスや不安などを抱えてストーカー行為に及ぶことが多い。「冷たく対応した相手が悪い」などと自分を正当化することも少なくないという。



警察庁や法務省、厚生労働省などが参加した有識者検討会は8月、関係省庁、医療機関が加害者対策で連携するよう指摘。服役中の加害者に対する更生プログラムの実施などを検討課題として挙げている。